

第5回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日(金) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之

7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治

10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 6番 安井 弘之 7番 鈴木 義昭

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件6筆)

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件3筆)

起案第24号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について(5件9筆)

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用
集積計画について(一括方式)

第2 協議事項

(1) 令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

(2) 令和5年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(4件5筆)

(4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について(1件1筆)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長1番 内海 武博)

(開会 13時30分)

事務局 はい、すみません。定刻となりましたので総会の方、開会させていただきたいと思います。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第5回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の議事録署名者は、6番安井弘之委員さん、7番鈴木義昭委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」 2件
(付議事項)

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

(議案第22号)

議長 それでは、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件6筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■	■	(渡) 生前贈与 (受) 自宅の隣地であり、贈与を受けて耕作する	小池要 小池栄 松田	畑1筆	426㎡
■	■	(渡) 遠方に居住しており耕作が困難なため (受) 空き家バンクで宅地等と合わせて、農地を購入するため	山口 後藤 下原	畑1筆	195㎡

		(渡) 遠方に居住しており耕作が 困難なため (受) 譲渡人からの依頼もあり、役 員で勤務している会社の近隣の農 地であるため	若山 井上 面田	畑 1 筆 田 3 筆	3,316 m ²
--	--	---	----------------	----------------	----------------------

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 はい、小池です。ご報告させていただきます。5 月 20 日、9 時 25 分頃に私と小池栄治さんと松田裕之さんの 3 名で、現地を調査というか、確認をさせてもらって、写真の通りで、■■■■さんの裏の細長い土地を、野菜を植えてありました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 5 月 19 日に後藤委員、下原委員と現地確認をしています。農地の現状については、玉ねぎ等が植えられておりまして、きれいに除草もされているという状態でした。特に気になる点等はございませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目について若山委員さんより報告をお願いします。

若山委員 はい、5 月 15 日に、現地確認いたしました。井上さん、面田さんの 3 名で現地確認しました。地番の ■■■■ は現状、水稻を植えられていました。■■■■の面積 352 は、草刈管理がされてなく草ぼうぼうの状態でした。見る限り、田圃だったので畔等はありません。 ■■■■、ここは昨年水稻が作付けされたと思うんです。稲株がまだ残っていました。今年はまだ、植えてないので、多分休耕田になると思います。 ■■■■の畑も、全然草刈管理された様子はなく、草ぼうぼうの状態でした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか、はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 23 号)

議長 続きまして、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(3 件 3 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 15 ページをご覧ください。議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別等
■■■■■	田 1 筆 124 m ²	駐車場 (墓参り用)	藤高 勝見 黒木啓	第 1 種農地 農用地区域除外 (R6.3.29)
■■■■■	田 1 筆 37 m ²	墓地	藤高 勝見 黒木啓	第 1 種農地 農用地区域除外 (R6.3.29)
■■■■■	田 1 筆 32 m ²	墓地 (追認) (始末書提出)	小迫 田丸 中村	第 2 種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。)こちらの案件につきましては、広島県農業会議への意見聴取案件となっております。

議長 はい、1 件目・2 件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、説明させていただきます。5 月 16 日午後 4 時半ごろ、3 名の委員で現地を確認させていただきました。説明につきましては、駐車場・墓地それぞれ併設でありますので、併せての説明をさせていただきたいと思います。土地の造成の計画なんです、一応、表土をもって出られて、土の入れ替えをされるということでございます。土地の流出は、被害が生じる恐れはないので現状の法面のまま使用されるということです。小区画でございますので、若干段差はありますが、下の方は、直ぐ水路がある様なところで、わずかな段差でございます。周辺の農地の影響なんです、特に影響はないので防除措置はされないということです。用水は必要とされません。排水についても、土地面積も狭く、直ぐ、南側の方には水路がありますので、そちらの方へ流れ出ると考えられます。汚水はありません。その他につきましては、100m 先、東側の方に民

家が2軒あるという状況でございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について小迫委員さんより報告をお願いします。

小迫委員 はい、私の方から報告をいたします。5月18日に田丸委員、中村委員と確認をいたしております。場所はですね、[REDACTED]の南側100m位な所に[REDACTED]さんのお家がありますけど、その家のすぐ横にですね、この案件の農地はあります。水田の[REDACTED]番地の中にですね、分筆をして、平成21年に墓地を設置されておるということです。先ほど説明がありました様に、始末書も提出しておられます。2基ほど墓が設置されておりますけど、外部への日照あるいは排水等のですね、関係については問題ないということで確認をいたしました。なお、補足としてですね、こういう案件は、町内でも多いのではないかと感じております。高齢化が進む中で、墓地をですね、山の方から家の近くまで持って帰るというような件は多いのではないかと。これも何とか徹底をしてですね、行く必要があるのではないかと、そのためにはですね、実は、転用とかですね、非農地というのは行政用語なんですね、私も公務員してましたけど、もっと分かり易くですね、ビジュアルな形でですね、「山から墓を持って帰りましたけど、どうしたらいいですか」とかいうようにですね、もうちょっとこう、分かり易く、町民に周知して行く必要があるのではないかなと思いました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、1件目・2件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。

(議案第24号)

議長 続きまして、議案第24号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 38 ページをご覧ください。議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」の内容）

申請者		当該農地	転用目的	議案の内容	変更理由
譲受人	譲渡人等				
■■■■■	■■■■■	■■■■■ 田 4 筆 2,172 m ²	太陽光パネル 設置	令和 2 年 6 月 25 日開催 令和 2 年第 6 回総会 議案第 35 号 審議結果 許可	許可を受けた土地（■■■■■ ■■■■■）だけでは、事業 実施が困難となったため。（既 に、■■■■■の農 地を転用しているため、始末書 とあわせて 5 条許可申請書を 提出している。）

こちらの方の手続きでございますが、県の方からも定めさせていただいております、ガイドラインの中に記載例、記載する所がございまして、農地転用許可後の事業計画変更と言うところの中にですね、まずは事業計画変更承認した後、5 条申請の追認許可をする。という手続きの流れを書いておりますので、この度、最初に事業計画変更承認を議案として挙げさせていただいております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 25 号）

議長 続きまして、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」（5 件 9 筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 43 ページをご覧ください。議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 2 筆 2,120 m ²	太陽光発電設備	行吉 勝見 黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外

■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 730 m ²	太陽光発電設備	行 占 勝 見 黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (使用貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 834 m ²	駐車場	小池栄 小池要 松田	第 3 種農地 農振地域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 3 筆 2,908 m ²	太陽光発電設備	小池要 小池栄 松田	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (使用貸借権設定)	■■■■■	田 2 筆 302 m ²	太陽光発電設備 (令和 2 年 6 月 26 日付指令世 農第 131 号で許可された転用土 地の追加) 【追認】(始末書添付)	中村 田丸 小迫	第 2 種農地 農用地区域除外 (令和 6 年 3 月 29 日)

事務局 (議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目・2 件目について行占委員さんより報告をお願いします。

行占委員 はい。報告します。1 番の件について報告します。推進委員行占が、■■■■■さんの件を報告します。この件は、太陽光設備と駐車場と資材置場ということです。5 月 16 日 4 時より、黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。場所はですね、■■■■■の方から行って■■■■■で■■■■■の■■■■■2 つ目を、右へ入って、500m 位入って、また右へ 2、300m 位入った場所です。この土地はもう 10 年以上耕作されていませんでした。太陽光が毎年、1 年に 1 回位、この辺りはやられてますので、今回、今 3 カ所位設置されています。本件で 4 件目に入ります。現在の 3 つの太陽光は、防草シートを使用されています。被害防除については、現状のまま使用して土地の造成はしない。ということです。2 番目は、特に被害を生じる恐れはないので、現状のまま土地を使用する。周辺農地に対しては、特に影響はありません。用水は必要としない。雨水は自然流下ということです。汚水は発生しません。5 番その他として、法面を 2 回から 3 回草刈りを実施するということです。2 番目の 2 件目が、■■■■■さんの件で、太陽光の設置です。以下は、同じくです。以上です。審議の程よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

した。

(推進委員退室)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

こちら3件目につきましては、昨年度農業委員会総会の方で、議決していただきまして、許可相当と判断させていただきましたが、盛り土規制法との関係の許可を待っておりましたが、その許可の関係が半年以上かかるということで、一旦取り下げの願いの方を、双方から出していただいて、取り下げをしていただいた案件でございます。このたび、盛り土規制法の関係で広島県の許可が出たということで、再度申請の方、提出されたものでございます。(以下、議案集により朗読説明。)

議長

はい、3件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員

はい、5月20日の9時45分に、松田委員、小池要治委員、私の3名で現地確認をしました。申請地は宅地に隣接しており、高低差が約2.1mあります。そこを平たんにするため、真砂土を盛ります。土砂の流出防止措置として、張コンクリートで法面を行います。周辺農地の日照や通風には特に影響は出ません。用水は必要としません。雨水は隣接しているU字溝の水路に放流します。また、汚水は発生しません。以上確認したことを報告します。

議長

はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
(推進委員退室)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により4件目について朗読説明。)

議長

はい、4件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員

5月20日の9時25分頃に、私と、小池栄治さんと松田裕之さんの3名で現状を確認に行かせてもらいました。現状は、無耕作地で、元水田に雑草が茂った状態で、工事はまだ未着手状態でした。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
(推進委員退室)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員 はい、失礼します。小迫委員さん、田丸委員さん、私とで18日朝8時ごろに集合して現地確認に行きました、もう防草シートもきれいに張っており、水路もきれいに管理されておりましたので、別に問題ないでしょうということになっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第26号)

議長 続きまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは失礼いたします。産業振興課の年宗でございます。それでは、別冊議案第26号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明。)

甲山地区	6筆 8,135㎡	世羅地区	1筆 1,956㎡
世羅西地区	6筆 6,646㎡	合 計	13筆 16,737㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第27号)

議長 続きまして、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは失礼いたします。別冊議案第27号「農用地利用集積計画(一括

方式)の作成について」農地中間管理機構を通した契約の集約になります。
説明に入ります前に、甲山地区整理番号2の案件でございますが、先般、所有者の方がお亡くなりになられましたため、この案件の方、取り下げさせていただきます。差し替え分をお配りしておりますので、申し訳ございませんが、資料の差し替えをお願いいたします。それでは、2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明。)

甲山地区 5筆 4,989㎡ 世羅西地区 24筆 38,718㎡

合 計 29筆 43,707㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項・報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくお願いします。

(議長交代 2番 作田 博)

(14時10分)

(協議事項)

議長 それでは、協議事項(1)「令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」及び協議事項(2)「令和5年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」は関連がありますので、一括協議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊の参考資料、協議事項(1)(2)をご覧ください。まずこちらの「令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価」でございますが、参考資料の3ページ目にございます通り、(2)の②にございますとおり、農業委員会による点検の評価等をする必要がございます。こちらにつきましては、最適化推進委員さん等からいただいた、点検評価書類等に基づいて、総括した資料を、協議事項(1)の通り、旧町単位でまとめさせていただいております。それに基づいて、点検等の、今回の議案の方で協議、承認いただけたら、広島県をはじめ農業会議等へ、こちらの書類を提出させていただくようになります。参考資料の6ページ、7ページにつきましては、目標点検の関係の点数関係の内訳、及び、8ページ目には今後のスケジュールを載せさせていただいております。今回につきましては、5月の総会で、農業委員会による推進等の点検結果をして、総会へかけることで別紙3と別紙4ということで、それに基づいて、6月末までに公表の上、報告するというような流れになっております。では、すみません、協議事項(1)の資料をご覧ください。A3でさ

せていただきました1ページ目が旧甲山地区、2ページ目が旧世羅地区、3ページ目が旧世羅西地区となっております。(1)にある最適化活動の実施状況の関係の中で、総会等の資料、すでに送らせていただいておりますので、ご一読していただいているというところもございますので、簡単に説明の方、させていただきます。活動日数につきましては、最適化活動の日誌等を、出していただいたものを集計させていただいたものでございます。委員の区分ですが、旧甲山地区におきましては農業委員4名、推進委員7名合計11名ということになっております。こちらは、昨年度につきましては、7月に改選等がございましたので、人数は、4月から7月までの旧委員さん、それ以降の新しい委員さん、継続した委員さんを含めた人数となっております。活動日数は704日でございます。(2)の達成状況でございますが、目標に対して実績、数値化して挙げさせていただいております。自己点検・評価のところでございますが、旧甲山地区におきましては、活動実績ですが、日々最適化活動を行うことを意識して、活動日誌に記録したが、活動目標の選択が分からない所や他の仕事のため、記入する時間がないなど、活動日誌の記録にさらに慣れる必要があると感じた等、令和4年度は、月当たりの最適化活動日数(資料訂正 最低化→最適化)は、4.3日だったのが、今年度は、5.5日となり、月6日の目標に近づいた。ということでございます。成果実績のところも同様ですが、農地の集積等については、期待を下回っていますが、新規集積はなされております。緑区分の遊休農地の解消につきましては、満たされない農地が多かったところもございましたが、所有者等に管理され、期待を大幅に上回る結果を得られた。ということでございます。新規参入の促進につきましても期待を大きく上回る結果が得られたということで、点検・評価の方書かせていただいております。総会で出された意見というところで、こちらは中々意見が出にくいという部分もございますので、事務局の方で、案という形で挙げさせていただいております。こちら、今回の協議事項で承認していただければ、総会として出された意見として報告の方をさせてもらいたいと思います。旧甲山町地区の場合、点検・評価ですが、全体としての評語としては、目標をやや下回るという結果になっております。総会として出された意見としては、案として挙げさせていただいているのは、活動実績においては、月活動日数目標(6日/月)は、達成できなかったが、令和4年度より活動日数は増えており、達成できる要素がある。成果実績として、農地の集積では畦畔管理等が厳しい中山間農地において、様々な相談対応等に努力されたが、目標に達成できなかったと思われる。また、遊休農地の解消については、目標を大幅に上回り引き続き活動をしてもらいたい。新規参入、所有者から同意を得た面積も、年度の目標を大幅に上回り、引き続き活動をしてもらいたい。旧甲山町地区の関係につきましては、総会で出された意見として(案)として挙げさせていただいております。1ページ目をめくっていただいたところに、こちらの表の計算のところの数字を入れさせていただいております。根拠資料の方が右側になりまして、表2を基に点数を積み上げて行くという形になっております。こちらの場合、合計点数が1.1点という

ことで、これが 15 点未満でありますと、どうしても D ということで、目標をやや下回る結果ということになります。それぞれの点数の内訳等は右側にありますので、またご確認していただけたらと思います。続いて 2 ページ目の旧世羅地区でございますが、内容等につきましてはほぼ同様でございます。違うところといいますと、活動日数のところと、昨年度の活動日数に対しての日数のところの増減があったというところでございます。総会で出された意見といたしましても、旧甲山地区とほぼ同様でございますが、達成状況の日数が昨年度は 5.0 日だったところが、今年度は 5.3 日となって、より 6 日に近づいたということの整理をさせていただいております。こちら 2 ページ目の裏面に評語の計算式等を挙げさせていただいて、右側の方に計算の根拠を挙げさせていただいております。続いて 3 ページ目ですが、こちらは旧世羅西地区になります。活動日数のトータルは 611 日となります。旧世羅西地区につきましては、令和 4 年度の活動日数が 4.5 日だったところが、今年度 4.4 日となっておりますので、さらなる努力が必要と思われるといったところを全体としての評語に挙げさせていただいております。旧世羅西地区につきましても、裏面を見ていただきまして、推進委員の評語の計算ということで、合計点数と内訳等の数字を書かせていただいて、積み上げの計算式とかをあげさせていただいておりますので、ご確認をしていただけたらと思います。つづいて関連がありますので、協議事項 (2) の方の説明をさせていただきます。協議事項 (2) の別紙様式 4 のところでございますが、最適化活動の成果目標と言うところを見ていただければ、下側に農地の集積と達成率と、その場合点数がいくらかといったところを、挙げさせていただいております。今回、目標の農地集積が、今年度の集積率が、48.5%だったので農地の集積率の達成率は、94.4%ということになりますので、農地の集積は、農業委員会としては 3 点ということになります。遊休農地の解消のところでございますが、達成率は 191.7%ということで、緑区分の解消目標面積 6ha に対して 11.5ha の解消が出来たということで、達成率 110%以上で 5 点ということになっております。続いて新規参入の促進でございますが、目標の中で同意と公表する面積が 9.7ha ございましたが、実績といたしましては 49.9ha ございましたので、達成率は 514.4%、達成率 110%以上で 5 点ということになります。最適化活動の活動目標の人数は、14 人と 31 人で、目標といたしましては、月 6 日の活動でございましたが、実績といたしましては月 5 日の実績、平均となっております。活動強化月間は 3 回というか、これは月数になるんですが実施させていただきましたが、12 月から 2 月までということで、利用権設定の新規の方とかですね、そういった所で、関係で活動を行うというようなことをさせていただいておりますので、3 つ以上実施ということで 1 点でございます。新規参入相談会の参加ということで、一応 1 回を目標とさせていただいておりましたが、昨年度は、新型コロナウイルス等の関係もございまして、入場制限といったところもございましたので、農業委員会の委員としての参加は出来ませんでしたので 0 点になっております。ということで、点検・評価結果でございますが、

表下側の別表の、表の 1 というところがございまして、点数が 14 点になりまして、10 点以上 15 点未満となりますので、目標に対して期待を上回る結果が得られたというような結果となっております。その横の推進委員等の点検・評価結果でございますが、こちらは各々の委員さんのものの評価になっております。そのうち目標に対して、期待が上回る結果が得られた方が 2 名、目標に対して期待通りの結果が得られた方が 13 名、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が 47 名ということになっております。これが別紙様式 4 の関係で、続いて別紙様式 5 になります。2 ページ目になりますが、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表ということで作成をさせていただいております。こちらは先ほどの別紙様式 4 のところへ、まとまった数字が上がってくるというような表示になっておりまして、農地の集積等の目標と実績及び新規発生農地の関係とか、実際、先程こういった活動が行われたかというところの整理をさせていただいております。ということで、目標達成状況の評語としては、目標に対して期待を上回る結果が得られたという整理をさせていただいております。続いて最後、7 ページ目になりますが、すみません。別紙協議事項（2）の最後のページ、7 ページ目ですが、総会、部会の開催の実績が、昨年度は総会が 12 回、役員会が 12 回、臨時総会が 1 回でございました。農地法 3 条に基づく許可事務は 46 件うち許可は 46 件させていただいております。これは総会で処理期間は平均で 45 日となっております。農地転用に関する事務といたしましては、農業委員会の事務は地方自治法第 180 条の 2 に基づいて、世羅町長から農業委員会への事務委任ということで行わせていただいております。令和 5 年度の処理件数は 58 件、内許可相当が 58 件となっております。こちらの標準処理期間は、申請書受理日から 30～60 日ということで、年間処理平均は 45 日となっております。違反転用への対応ですが、今回につきましても、かなりの農地面積に対しても違反転用は 0 ということで整理の方をさせていただいております。以上です。

議長
議長
5 番

はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
どうぞ 5 番委員さん。

5 番、宮丸です。農業委員・最適化委員の実施状況及び点検評価について質問します。質問と言いますか、意見を言います。旧町単位で集計をされている協議事項（1）の右下のところに、文章で活動実績及び成果実績について記載をして下さっています。特に活動実績のところの、2 行目、活動目標の選択が分からない。他な仕事のため、記入する時間がないなど、活動日誌の記録にさらに慣れる必要があると感じた。という文言です。これについて、私も実際に付けてみて、中々付ける時間が無かったり、これは付けて良いんだろうか、と思うところもあったり、どのように項目分けをしたら良いんだろうというところがありました。改善案として、やはり、農業委員・最適化委員が、小グループで集まって、活動記録簿について、書き方の情報交換をすべきだと考えます。それによって、もっと実績は上がるのではないかと考えます。付け加えると、

令和５年度については、記録簿は実際全委員に義務付けられて、活動することによって、令和４年度よりも上がっています。それを考えると、集まって情報交換をすれば、必ず実績は上がると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。（事務局に対し）何かありますか提案について。

事務局 はい、今、宮丸委員さんからいただいた、ご意見等の関係ですが、現在活動等もしていただいている、地域計画の関係でもですね、ある委員さんの方から、そういったところの情報交換が、旧町単位ではやっていただきたい。というお話もいただいていますので、役員会等でもですね、そういったお話をさせていただいて、旧町単位でそれはしていこうというようなお話をさせていただいております。その中で、そういったところの地域活動に関しての、記録簿の書き方等も併せてですね、お話が出来て行けるのではないかと考えています。以上です。

議長 はいどうぞ。会長さん。

会長 すみません。いい話をしていただきましてありがとうございました。記録簿については、躊躇することなく、どんなことでも良いので書いてください。何でも良いです。書いてください。何れにしましても、この６日以上を達成しないことには、国からの交付金にも大きく関係してきますので、皆さん方に支払われる手当の額にも大変な影響が出てまいります。つまり、一人が目標６日をクリアできないことにより、全体の交付金の額が大きく減ってしまうんだという感覚で。そういったことを十分にご理解いただき、是非、６日以上を達成するよう、お願いいたします。それからもう一つ、先ほど言われた、農業委員・推進委員さんのということで、６月からですね、地域別に集まってというような形を企画していきたいと思っています。内容的には、この活動記録簿もありましょうし、それから地域計画の話もありましょうし、それから日々の問題・悩み等々の話し合いというようなこともあります。また、日頃からの推進委員さんとの懇親という意味も深めてですね、意思の疎通が図れればと思っていますので、是非よろしくお願いいたします。それから、もう一点、小迫委員さんが言われました様に、もう少し分かりやすい言葉でというような話があったと思いますけど、これもまた良い話かなと思っています。それについて、どのようにアナウンスしていくかということを考えていかなければいけないかなと思っています。そういうことを今後、取り組んでいければと思っていますので協力の方、よろしくお願いいたします。はい、ありがとうございます。

議長 そのほか何かありますか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

（報告事項）

議長 それでは、報告事項（１）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（２）「農地法第３条の３の規定による届出書について」事務局より報告を

求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 21件
議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求め
ます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 4件5筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期
について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」
1件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農業相談について」 1件

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお
願います。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」 連絡。

議長 はい、よろしいでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第5回世羅町農業委員
会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 58 分)

